

岐阜県公報

第二千五百九十二号
平成二十六年十月二十四日

(金曜日)

目次

告 示

総合特別区域法に基づく指定法人の指定
解除予定保安林とする旨の通知
道路の区域変更
道路の供用開始
保安林の指定予定

(新産業振興課) 六五七
(治山課) 六五七
(道路維持課) 六五八
(同) 六五八
(下呂農林事務所) 六五八

公 示

介護保険指定居宅サービス事業所の指定
介護保険指定居宅サービス事業所の廃止
介護保険指定居宅介護支援事業所の指定
介護保険指定居宅介護支援事業所の廃止
介護保険指定介護老人福祉施設の指定
介護保険指定介護予防サービス事業所の指定
介護保険指定介護予防サービス事業所の廃止
公共測量の実施
開発行為の工事の完了

(高齢福祉課) 六五九
(同) 六六〇
(同) 六六〇
(同) 六六〇
(同) 六六〇
(同) 六六〇
(同) 六六一
(用地課) 六六一
(建築指導課) 六六一

告 示

岐阜県告示第五百九十五号

総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)第二十六条第一項に規定する指定法人として次のように指定したので、総合特別区域法施行規則(平成二十三年内閣府令第三十九号)第十七条第十項の規定により告示する。

平成二十六年十月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	主たる事務所の所在地	指定年月日	指定有効期限
徳田工業株式会社	各務原市金属団地二〇九番地	平成二六・九・二七	平成二六・三・三三
鳥羽工業株式会社	各務原市各務おがせ町九丁目二六〇番地	平成二六・一〇・二七	同

岐阜県告示第五百九十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成二十六年十月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

中津川市茄子川字東通六七三の一五、六七三の一六

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

岐阜県告示第五百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成二十六年十月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

恵那市三郷町野井字北山二二三九の一〇、二二三九の一

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

岐阜県告示第五百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年十月二十四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

県道	道路の種類	路線名	区	間	区域の変更		敷地の幅員	延長	備考
					前	後			
古川字津江四十八 滝国府線			飛騨市古川町畦畑字融ケ 鼻一六六三番一地从先から	同市同町同字峠ケ 洞一六六四番一地从先まで	四・六〇	六・〇〇	二・四〇	二・九〇	

岐阜県告示第五百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年十月二十四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

県道	道路の種類	路線名	区	間	延長		供用開始の期日	備考 (区域の決定又は変更の告示年月日)
					前	後		
古川字津江四十八 滝国府線			飛騨市古川町畦畑字融ケ 鼻一六六三番一地从先から	同市同町同字峠ケ 洞一六六四番一地从先まで	二・九〇	三・一〇	平成二六・一〇・二四	平成二六・一〇・二四

岐阜県告示第六百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次

の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十六年十月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市夏焼字日影山三三二二の一、三三二六の三、三三二六の四、字登尾三三五

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県下呂農林事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 示

介護保険指定居宅サービス事業所の指定

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十条第一項の規定に基づき同法第四十一条第一項の指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年十月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービス の種類	指 月 日 定
株式会社ユタ カメディカシ ステムズ	ゆかりの郷訪 問介護ステ ーション花園	岐阜県各務原市蘇原花園町 三丁目五九番一	訪問介護	平成 二六・九・一
株式会社東濃 メディカルケ アサポート	おりべ訪問看 護ステーション	岐阜県多治見市旭ヶ丘一〇 丁目二 一一二四	訪問看護	平成 二六・九・一
株式会社ユタ カメディカシ ステムズ	ゆかりの郷デ イサービスセ ンター花園	岐阜県各務原市蘇原花園町 三丁目五九番一	通所介護	平成 二六・九・一
金花堂株式会 社	ももの木デ イサービス	岐阜県羽島郡岐南町伏屋二 丁目六三番地伏屋第一ビル 一階	通所介護	平成 二六・九・一
株式会社グリ ンロード	ホームありが とう	岐阜県多治見市虎溪山町六 丁目二 一番地の二	通所介護	平成 二六・九・一
有限会社ぬく もり	リハ特化型 ぬくもりリ ハセンター	岐阜県瑞浪市陶町水上七 八二	通所介護	平成 二六・九・三
株式会社東濃 メディカルケ アサポート	おりべ訪問看 護ステーション	岐阜県多治見市旭ヶ丘一〇 丁目二 一一二四	居宅療養 管理指導	平成 二六・九・一
合同会社すま いる	福祉用具のす まいる	岐阜県各務原市大野町三丁 目一五番地	福祉用具 貸与	平成 二六・九・一
合同会社すま いる	福祉用具のす まいる	岐阜県各務原市大野町三丁 目一五番地	特定福祉 用具販売	平成 二六・九・一

介護保険指定居宅サービス事業所の廃止

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定に基づき指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービス事業の廃止の届出があったので、同法第七十八号第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年十月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
医療法人清風会	林クリニック	岐阜県美濃加茂市前平町一丁目一〇〇番地	訪問リハビリテーション	平成二六・九・四
株式会社C・Lover	株式会社クロバー八剣支店	岐阜県羽島郡岐南町八剣二丁目一三番地ハッピーハウス岩田一〇一	訪問介護	平成二六・七・三

介護保険指定居宅介護支援事業所の指定

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十九条第一項の規定に基づき同法第四十六号第一項の指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第八十五号第一号の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年十月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社ユタカメディアカシステムズ	ゆかりの郷ケアプランセンタワー花園	岐阜県各務原市蘇原花園町三丁目五九番一	居宅介護支援	平成二六・九・一
社会福祉法人	介護支援セン	岐阜県多治見市音羽町二丁目	居宅介護	平成

介護保険指定居宅介護支援事業所の廃止

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
サンライフ株式会社ハーケア	たじみ松坂ケアアプランセンタワー	岐阜県多治見市松坂町二丁目一番地の五	居宅介護支援	平成二六・九・一

介護保険指定居宅介護支援事業所の指定

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条第二項の規定に基づき指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第八十五号第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年十月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
岐阜県柔道整復師協同組合	岐阜県柔道整復師協同組合タケナカ居宅介護支援事業所	岐阜県揖斐郡池田町八幡二四五七番地	居宅介護支援	平成二六・九・一

介護保険指定介護老人福祉施設の指定

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十六条第一項の規定に基づき同法第四十八号第一項第一号の指定介護老人福祉施設を指定したので、同法第九十三号第一号の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年十月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

開設者の名称	施設の種類	施設の所在地	サービスの種類	指年月日
社会福祉法人 大和社會福祉 事業センター	特別養護老人 ホーム ハー トヴィレッヂ 谷汲の杜	岐阜県揖斐郡揖斐川町谷汲 名礼二二四八 一三	介護老人 福祉施設	平成 二六・九・一

介護保険指定介護予防サービス事業所の指定

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の二第一項の規定に基づき同法第五十三条第一項の指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年十月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指年月日
株式会社東濃 メディカルケ アサポート	おりべ訪問看 護ステーション	岐阜県多治見市旭ヶ丘一〇 丁目二 一二四	介護予防 居宅療養 管理指導	平成 二六・九・一
株式会社ユタ カメディカシ ステムズ	ゆかりの郷デ イサービスセ ンター花園	岐阜県各務原市蘇原花園町 三丁目五九番一	介護予防 通所介護	平成 二六・九・一
金花堂株式会 社	ももの木デ イサービス	岐阜県羽島郡岐南町伏屋二 丁目六三番地伏屋第一ビル 一階	介護予防 通所介護	平成 二六・九・一
株式会社グ リンロード	ホームありが とう	岐阜県多治見市虎溪山町六 丁目二一番地の二	介護予防 通所介護	平成 二六・九・一
有限会社ぬ く	り八特化型	岐阜県瑞浪市陶町水上七一	介護予防	平成

もり	ぬくもりリ ハセンター	八二	通所介護	二六・九・三
合同会社す まいる	福祉用具のす まいる	岐阜県各務原市大野町三丁 目一五番地	介護予防 福祉用具 貸与	平成 二六・九・一
株式会社ユ タカメディカ シテムズ	ゆかりの郷訪 問介護ステ ーション花園	岐阜県各務原市蘇原花園町 三丁目五九番一	介護予防 訪問介護	平成 二六・九・一
株式会社東 濃メディカル ケアサポート	おりべ訪問看 護ステーション	岐阜県多治見市旭ヶ丘一〇 丁目二 一二四	介護予防 訪問看護	平成 二六・九・一
合同会社す まいる	福祉用具のす まいる	岐阜県各務原市大野町三丁 目一五番地	特定介護 予防福祉 用具販売	平成 二六・九・一

介護保険指定介護予防サービス事業所の廃止

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定に基づき指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第百十五条の十第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年十月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社C・ Lover	株式会社クロ バー八剣支 店	岐阜県羽島郡岐南町八剣二 丁目一三番地ハッピーハ ウス岩田一〇一	介護予防 訪問介護	平成 二六・七・三

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により岐阜県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年十月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 作業機関
岐阜県
- 二 作業種類
公共測量（空中写真測量）
- 三 作業期間

開発許可（変更許可） 番号及び年月日	開発区域又は工区に含まれる 地域の名称	公共施設の 種類	公共施設の 位置及び区 域	開発許可を受けた者の住所及び氏名
岐阜県指令岐西建築第九 三号の三四 平成二六・三・七	羽島市正木町曲利字才勝一三六七番か ら一三六九番まで、一三九七番、一四 〇一番及び一四〇二番	道路	開発登録簿 による	福井県坂井市丸岡町下久米田三八 三三三 ゲンキー株式会社 代表取締役 藤 永 賢 一
同岐西建築第九三号の三 六 同二六・三・一九 同岐西建築第一三三号 の二七 同二六・九・一〇	同 市竹鼻町字梅ヶ枝町三〇一番、三 〇二番一、三〇二番二及び三〇三番	道路	同	岐阜市金岡町五番地 セントラル開発株式会社 代表取締役 岩 田 克 弘
同岐西建築第六号 同二六・六・一〇	本巣市温井字地藏堂一六五番一及び一 六六番一	道路	同	岐阜市六条大溝四丁目一番三号 トヨタカローラ岐阜株式会社 代表取締役 三 宅 敏 機

四 作業地域

平成二十六年十月十四日から
同 年十一月三十日まで
岐阜市及び羽島郡岐南町

開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。

平成二十六年十月二十四日

岐阜県知事 古田 肇